

第5条(a)

1. 固定的な性別役割分担意識の是正のための広報・啓発活動

(1) 男女共同参画社会基本法における規定

人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた固定的役割分担意識等が男女共同参画社会の形成の障害となっている。

「男女共同参画社会基本法」第16条では、「国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない」と規定されており、これらを踏まえて、固定的な性別役割分担意識の是正のための広報・啓発活動を推進していくこととされている。

(2) 男女共同参画推進本部等による取組

政府は、2001年より6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定め(2000年12月26日男女共同参画推進本部決定)、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念に関する国民の理解を深め、国民各界・各層において、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われるよう気運の醸成を図ることとしている。

「男女共同参画週間」において、国は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催、PRポスターの作成・配布をはじめとした広報・啓発活動を行っている。

また、公的機関の作成する広報・出版物を男女共同参画の視点から見て適切なものとするための手引を策定することとしており、現在、検討を進めている。

さらに、「男女共同参画推進本部ニュース えがりて」を隔月発行して、男女共同参画社会の形成に向けた様々な取組を広く紹介しているほか、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等を通じた政府広報も積極的に行っている。1998年からインターネット上にホームページを開設し、我が国の男女共同参画に関する施策について国内外に広く情報提供している。なお、このホームページの新規掲載項目事項や男女共同参画をめぐる動きなどについて、Eメールで、幅広く国民に対し情報を提供している。

(3) 法務省の人権擁護機関による取組

男女の役割を固定的にとらえる意識は今なお社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別を生む要因となっている。また、夫・パートナー等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなども、女性の人権に関する重大な問題の一つである。

法務省の人権擁護機関では、女性の人権を擁護するため、女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌等による広報、ポスター・リーフレット等の作成・配布、各種イベントにおける啓発活動などを行っている。

毎年、12月10日の「人権デー」を最終日とする人権週間（12月4日から同月10日まで）では、全国の法務局、地方法務局及び人権擁護委員が中心となり、各関係機関及び諸団体の協力を得て、集中的に人権啓発活動を行い、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけている。1975年からは、この週間における人権啓発活動で特に強調すべき事項（強調事項）の一つとして「女性の地位を高めよう」を掲げ、女性の地位向上を訴えている。

（４）地方公共団体における取組

政府は、男女共同参画社会づくりに向けて、国民の一層の理解と協力を得るため、2000年度より、地域における取組の促進や気運醸成を目的として「男女共同参画フォーラム」を都道府県・政令指定都市と共催している。

また、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励する「男女共同参画宣言都市奨励事業」を、2001年度までに45の市町村と共催している。

地方公共団体では、独自の事業として、委員会・懇話会等、フォーラム、シンポジウムを開催するとともに人材育成事業や啓発講座を実施している。また、ホームページの開設や広報誌の発行、番組提供を行うとともに男女共同参画の視点から広報ガイドラインを策定する等広報啓発活動を行っている。さらに職員を対象として、男女共同参画や女性問題を主題とした講演会や研修会を実施するとともに新任者研修や管理職研修等に男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れる等意識啓発に努めている。

（５）男女雇用機会均等月間

第11条1で記述する。

2．調査・研究

（１）影響調査専門調査会

男女共同参画会議の下に置かれた「影響調査専門調査会」は、政府の施策を始めとして、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させる観点から、女性のライフスタイルの選択に大きな影響を持つ諸制度について調査検討を行っている。

第5条(b)

1. 家庭生活への男女共同参画推進のための施策

(1) 家庭教育

家庭教育については、ともすれば母親に責任がゆだねられ、父親の存在感が希薄であるとの指摘がしばしばなされるところである。文部科学省(文部省)では、1999年度から、「夫婦で一致協力して子育てをする」といった内容を盛り込んだ「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」を作成し、乳幼児や小・中学生等を持つ親に配布している。

また、父親の家庭教育への参加を促進するため、都道府県において、「父親」をテーマにしたフォーラム等を開催するとともに、市町村において、子どもたちが自分の父親の働く姿を見学する「父親の職場参観」を実施したり、父親に家庭教育の意義を理解してもらう家庭教育講座を職場内で開設する事業を支援している。

このほか、父親と母親が協力して家庭教育を行うことの重要性について親や家庭教育関係者などに考えてもらうきっかけづくりの場として「フォーラム家庭教育」を年2回開催している。

また、子どものいる親等を対象とした家庭教育学級、親になる前の新婚期、妊娠期の男女を対象とした学級等において、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を尊重し助け合うような人間形成に関する内容をテーマに取り上げたり、女性学級等の学級・講座においても家庭生活における男女共同参画に関するテーマを取り上げるなどの学習が行われている。文部科学省(文部省)では、市町村が行うこれらの学級・講座等のうち、先導的・モデル的な事業に対して助成している。加えて、2001年7月には社会教育法の一部を改正し、家庭教育に関する講座等の実施及びその奨励を教育委員会の事務として明記するなど、家庭の教育力の向上のための社会教育行政の体制を整備した。

(2) 職場と家庭の両立支援

男女労働者が育児や介護といった家族の一員として役割を担いながら充実した職業生活を営むことができるよう、職業生活と家庭生活との両立支援のための施策を積極的に推進している。(詳細については、第11条2(c)を参照。)

2. 調査・研究

(1) 家族とライフスタイルに関する研究会

2001年3月から同年6月まで、内閣府の主催で「家族とライフスタイルに関する研

研究会」を開催した。

これまでの我が国の夫婦関係は、高度経済成長期に培われた「夫は仕事、妻は家事と子育て」という役割分担のもとで成り立っていたが、このように家庭の生活が男性世帯主の所得に全面的に依存することは、景気や雇用の先行きが不透明な現況下において、家計に対するリスクが大きい。

そこで本研究会においては、男女がともに社会に参画し稼得活動を行い、それに伴って家族の機能自体もより精神的な依存関係が重要性を増し、各個人が性別にとらわれず自由な役割分担を行う、というあらたな家族像を示すとともに、ライフスタイルへの中立性確保や、その選択の拡大のための政策対応について提言を行った。